

学校施設等における アスベスト対策を推進しましょう

平成18年6月 文部科学省

このパンフレットは、これまで文部科学省や関係省庁が行ってきた施設面におけるアスベスト対策の要点を取りまとめたものです。これらの内容を参考にし、学校施設等におけるアスベスト対策に取り組んでいただきたいと思います。

Q1. 吹き付けアスベスト等の使用実態調査の内容は？

A1. お答えします。

文部科学省では、平成17年7月末から、子どもたちなどの安全対策に万全を期すために、「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施してきました。

調査内容に関しては、以下の図をご覧ください。なお、調査結果については、文部科学省のホームページを参照してください。

対象建材：

吹き付けアスベスト等で、含有するアスベストの重量が1%を超えるもの

- 吹き付けアスベスト類
 - ・吹き付けアスベスト
 - ・アスベスト含有吹き付けロックウール
 - ・アスベスト含有吹き付けパーライト
 - ・吹き付けひる石（パーミキュライト）等

○折板裏打ち断熱材

対象施設：

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校、公立体育館、公立文化会館、公立美術館・博物館、公民館 等

調査区分：

天井等に吹き付けられたアスベスト等の状態により下記のように区分

- ①吹き付けアスベスト等がある室*1
- ②「封じ込め」*2や「囲い込み」*3により対策済である室
- ③未対策であるが、吹き付け材の損傷や劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない室
- ④吹き付け材の損傷や劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室

*1 天井等で隠ぺいされており、点検口がなく壁又は天井等を一部撤去しなければ目視による確認が困難なものは除いている

*2 吹き付けられたアスベスト等の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成すること、又は吹き付けられたアスベスト等の内部に固化剤を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化することにより吹き付けられたアスベスト等からの粉じんの飛散を防止する方法

*3 アスベスト等が吹き付けられている天井、壁等をアスベストを含有しない建材で覆うことにより、アスベスト等の粉じんを室内などに発散させないようにする方法

Q2. 吹き付けアスベスト等の対策方法は？

A2. お答えします。

A 1. でお答えした調査区分に基づき説明します（詳細については参考資料をご覧ください）。

— 損傷や劣化等による粉じんの飛散により、 ばく露のおそがある室（調査区分④） —

○最初に、当該室を立入り禁止等にするなどが必要です。併せて、関係部局と連携しつつ、ホームページ等での公表や関係者へ説明することが必要です。

○次に、当該吹き付けアスベスト等の劣化・損傷状態や当該施設の利用状況、対策工事の実施時期、維持管理体制等を総合的に勘案し、関係部局と連携しつつ、「除去」や「封じ込め」、「囲い込み」等の工法を選択し、対策工事を実施する必要があります。

* この場合、「除去」が粉じんの飛散防止の方法として、もっとも効果的であり、損傷、劣化が著しいものや、基礎材との接着力が低下しているもの、振動や漏水の箇所に使われているものなどについては、「除去」することが必要です。

— 未対策であるが損傷や劣化のない室（調査区分③） —

○当該吹き付けアスベスト等の対策が取られるまでの間、児童生徒や教職員等に、その存在について周知する必要があります。

○吹き付け材の表面の状態等の維持管理を行いながら、計画的に除去等の対策を行う必要があります。

— 「封じ込め」や「囲い込み」により対策済である室（調査区分②） —

○「封じ込め」面や「囲い込み」材の状態等について維持管理を行う必要があります。

○安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、改修工事等に併せ除去することも検討する必要があります。

Q3. アスベストを含有する天井ボードや床タイル等の対応は？

A3. お答えします。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であると言われています。

通常使用している状態では、アスベストを含有する天井ボードや床タイル、保温材等の板状に固められた建材から、室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

このような観点から「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」においては、板状に固められた建材は調査対象外としています。

しかしながら、これらについても、学校施設等の解体工事等をする場合の労働者保護や環境大気中への飛散防止の観点から、関係法令に基づき適切に対処する必要があり、使用状況について把握に努める必要があります。

アスベスト含有の有無については、建材種別や製造時期、目視・設計図書等により調査し、それでも判断できない場合については、分析が必要です。

Q4. アスベスト対策工事の国庫補助制度がありますか？

A4. 答えします。

下記の施設を対象とし、吹き付けアスベスト等の吹き付け材だけでなく、アスベスト含有建材の除去等も、国庫補助の対象としています。

○公立の幼稚園、小学校、中学校等	補助率* 1/3
○私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等	補助率 1/3、1/2
○国立の高等専門学校、大学（附属学校を含む）、大学共同利用機関	定額
○公立の体育館、武道場、屋内水泳プール等	補助率* 1/3
○公立文化財保存施設	補助率 1/2

* 安全・安心な学校づくり交付金を交付する場合の算定割合

参考) 平成17年度補正予算においては、学校施設等のアスベスト対策として、745億円計上しました。
(対象施設)

- ・公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、体育館、美術館、公民館等
- ・国立の大学（附属学校を含む）等
- ・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校等
- ・独立行政法人等

Q5. 除去等の対策工事における留意点がありますか？

A5. 答えします。

除去等の対策工事に当たっては、アスベストの環境大気中への飛散防止やアスベスト廃棄物の適切な処理等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の関係部局等と十分連絡調整のうえ、適切な作業が行われるようにする必要があります。

また、アスベスト対策工事の内容等について、児童生徒や教職員等に対しても十分説明を行うとともに、工事内容によっては、児童生徒等の在校時には作業を行わないなど、児童生徒等の安全対策に万全を期す必要があります。



Q6. 最近の関係法令の改正状況について教えてください。

A6. お答えします。

施設面に関する主な関係法令の最近の改正状況は下記のようになっています。

地方公共団体の関係部局と連携し、関係法令だけでなく関係通知等の情報の共有を図ることが必要です。

◆「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」 (平成18年2月10日公布)

概要

1) 大気汚染防止法の一部改正 (公布の日から8ヶ月以内で政令で定める日から施行)

これまで、アスベストを使用している建築物に限られていた解体等の作業時における飛散防止対策の実施を、工作物(工場のプラント等)についても義務付けける。

2) 地方財政法の一部改正 (平成18年2月10日施行)

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方債の起債の特例対象とする。

3) 建築基準法の一部改正 (公布の日から8ヶ月以内で政令で定める日から施行)

建築物における健康被害を防止するため、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等の使用を規制する。

【規制の効果】

- ① 増改築時における除去等を義務づけ
- ② アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施
- ③ 報告聴取・立入検査を実施
- ④ 定期報告制度による閲覧の実施

4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 (公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日から施行)

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

◆「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」 及び「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する環境省令」

概要

1) 改正政令 (平成17年12月21日公布、平成18年3月1日施行)

(1) 特定建築材料の指定 (第3条の3関係)

規制*の対象となる特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加する。

従 来：吹付け石綿

改正後：吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

(2) 特定粉じん排出等作業の指定 (第3条の4関係)

規制*の対象となる特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃する。

従 来：耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積が500㎡以上のものを解体、改造又は補修する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50㎡以上であるもの

改正後：特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業

* 特定粉じん排出作業を行う際は都道府県知事への届出が必要

2) 改正省令 (平成17年12月21日公布、平成18年3月1日施行)

アスベストの飛散予防のために遵守すべき作業基準を改正し、工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示することを義務づける等の措置を講じる。

～ 学校施設等におけるアスベスト対策の留意事項 ～

文部科学省においては、「学校施設等における吹き付けアスベスト使用実態調査」の結果等を受け、この「アスベスト対策に関する留意事項」を取りまとめました。学校等の設置者におかれましては、これを参考として、アスベスト対策により一層努めるようお願いします。

1. 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのあるもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の④に分類されるもの）の取扱いについて

損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのあるものが確認された場合、まず、ばく露しないように部屋等を立ち入り禁止にすることなどが必要である。また、併せて、関係部局と連携しつつホームページ等での公表や関係者への説明を行う。

そのうえで、吹き付けアスベスト等の劣化、損傷の状態、当該施設の利用状況、代替施設の確保の可能性、対策工事の実施時期及び維持管理体制等を総合的に勘案して、関係部局と連携しつつ「除去」、「封じ込め」、「囲い込み」などの適切な工法を選択し対策工事を実施する。この場合、「除去」が粉じんの飛散防止の方法として、もっとも効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの、基層材との接着力が低下しているもの、振動や漏水のあるところに使われているもの等については、「除去」を選択する。

2. 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の③に分類されるもの）の取扱いについて

損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないものの場合であっても、児童、生徒及び学生等のボール遊びや、経年による劣化、損傷等によりアスベスト層が破損すると、石綿等の粉じんが飛散するおそれがあるなど、将来的に飛散する可能性がないとはいえない。このため、最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等にそのことを周知するとともに、吹き付け材の表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行う。

また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、維持管理を行った上で、運営面にできるだけ支障をきたさないよう考慮して、計画的に除去を行うなどの対策を講じる。

3. 既に措置済状態にあるもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の②に分類されるもの）の取扱いについて

既に「封じ込め」又は「囲い込み」により措置されているため、直ちに石綿等の粉じんが飛散することはないと考えられるが、将来的に飛散する可能性がないとはいえないため、最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、封じ込め面の状態や囲い込み材の状態等について点検・維持管理を行う。

また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、改修工事等が行われる場合に併せて除去することも検討する。

4. アスベストに関する関係書類等の保存について

アスベストに関する関係書類は、学校等の設置者が適切なアスベスト管理を行うために必要な資料であるため保存管理を徹底する。

また、文部科学省においては、アスベスト対策の実施状況のフォローアップを行うこととしているため、今回調査の関係書類は保存しておく。

5. アスベストに関する情報の公表について

アスベストに関する情報の公表については、ホームページ等の活用を検討する。また、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等への説明は、吹き付けアスベスト等の存在とその状態、立入禁止等の措置状況及び今後の対応方針等について、できる限り速やかに、かつ、きめ細やかに行う。

※「アスベスト対策の留意事項」については、都道府県教育委員会等に対し「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果及び対策に関する留意事項について（通知）」（平成17年11月29日付け17文科施第273号）で送付しています。

また、学校施設等におけるアスベスト対策Q&Aを作成し、文部科学省のホームページで公表していますので、参考にしてください。

ホームページアドレス http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/09/05092903/002.pdf

～ アスベスト関連パンフレット等 ～

建築物からの石綿粉じん対策
建築物所有者・管理者の皆様へ

建築物は、1970年代から1980年代にかけて大量に輸入され、その多くは原料として建築物に使用された。このため、建築物の解体・修繕工事の際には、石綿粉じんが舞上り、健康被害の原因となる。建築物からの石綿粉じん対策は、建築物の所有者・管理者の皆様へ、建築物の解体・修繕工事の際には、石綿粉じんが舞上り、健康被害の原因となる。建築物からの石綿粉じん対策は、建築物の所有者・管理者の皆様へ、建築物の解体・修繕工事の際には、石綿粉じんが舞上り、健康被害の原因となる。

建築物からの石綿粉じん対策

厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html>)

石綿含有製品の製造、使用等が禁止となります。

労働安全衛生法施行令が改正され、平成18年10月1日から施行されることになりました。

石綿をその重量の1%を超えて含有する①～④の製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されます。(令第116号)

禁止される石綿含有製品(令別表第8の2)

①石綿セメント円筒	⑥クラックフェーシング
②押出成形セメント板	⑦クラックライニング
③住宅用断熱用セメント板	⑧フレックパット
④繊維強化セメント板	⑨ブレーキライニング
⑤工業系サイディング	⑩接着剤

厚生労働省・経済産業省・労働基準監督署

石綿含有製品の製造、使用等が禁止となります。

厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/10/tp1016-1.html>)

吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について

環境省HP (<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>)

吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について

環境省HP (<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>)

アスベスト(石綿)についてQ&A
平成17年7月29日

【目次】

- (1) 石綿(アスベスト)とは?
- (2) 石綿が原因で発症する病気は?
- (3) どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するのか?
- (4) 以前アスベストを吸い込んでいた可能性がある場合どこに検査にいけばいいの?
- (5) アスベストを吸い込んだかどうかはどのような検査でわかるのか?
- (6) 吸い込んだアスベストは除去できるか?
- (7) アスベストが原因で発症する疾患に特有の症状はあるか?
- (8) 中皮腫や肺がんの発症を予防するにはどうすればいいか?
- (9) 私の家族が中皮腫で死亡した。職場でアスベストを取り扱っていたとは思えない。アスベストとの関係はあるのか?
- (10) 現在、工場の周りに住んでいますが大丈夫か?
- (11) 昔、石綿工場の近くに住んでいたことがあったが大丈夫か?
- (12) 主人が石綿工場で働いていたのですが、家族の健康はどうすればいいか?
- (13) わが家はアスベストの危険性があるか?
- (14) わが家では、見えるところには吹き付けアスベストが使用されていないのだが、見えないところは大丈夫か?
- (15) 建築物(事務所、店舗、倉庫等)はアスベストの危険性があるか?
- (16) 建築物(事務所、店舗、倉庫等)に吹き付けアスベストが使用されている場合においては、どうしたらいいか?
- (17) 学校におけるアスベスト対策について教えてください。
- (18) 当社では石綿を取り扱う作業を行っているのですが、どのような措置を講じればよいでしょうか?
- (19) 石綿を扱う作業に従事していたことがあり心配です。どこへ相談したらよいでしょうか?
- (20) 石綿を扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きました。どこで手続きをすればよいのでしょうか?
- (21) 医師に中皮腫と診断され、労災が適用されるといわれました。どのような手続きを行えばよいのでしょうか?
- (22) 医師に中皮腫と診断されましたが、どこで石綿を扱ったかわかりません。この場合でも、労災認定を受けられるのでしょうか?
- (23) 既に退職していますが、在職中は石綿を取り扱う作業に従事していました。中皮腫や肺がんを発症した場合、退職後でも労災認定は受けられるのでしょうか?

5

アスベスト(石綿)についてQ&A

官邸HP (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/asbestos/kettei/050729qa.pdf>)

別紙2
学校施設等のアスベスト(石綿)対策についてQ&A
平成17年9月29日
文部科学省

このQ&Aは「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説(日本建築センター)」。その他関係法令、通知及び対策事例等を踏まえ、吹き付けアスベスト等の当面の対策について参考となるよう取りまとめたものです。今後、必要に応じて内容が追加されることがあります。

【目次】

- (1) 建築物に使用されているアスベストを含有する建材等は危険性があるか。
- (2) 飛散のおそれとはどのように判断すればいいか。
- (3) 飛散のおそれのある吹き付けアスベスト等(「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の④)に分類されるものが見つかったらどうすればいいか。
- (4) 吹き付けアスベスト等の対策工事の工法等の選定について。
- (5) 関係者への説明はどうすればいいか。
- (6) 措置済みではないが飛散のおそれのない(「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の③)に分類される)場合であっても対策工事を行うべきか。
- (7) 既に措置済みで飛散のおそれのないもの(「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の②)に分類されるもの)も除去すべきか。
- (8) 工事の発注に当たった際の留意事項は。
- (9) 建築物の設置者・発注者として留意すべき点は。
- (10) 児童生徒や保護者、卒業生等からアスベストに関する健康上の不安の訴えがあった場合、どのように対処すればいいか。

学校施設等のアスベスト(石綿)対策についてQ&A

文部科学省HP (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/09/05092903/002.pdf)

建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い

建設現場のリサイクルと有害物質の処理

建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い

国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>)

目で見えるアスベスト建材

国土交通省

目で見えるアスベスト建材

国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>)

既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説(暫定版)※
平成18年5月 財団法人日本建材センター発行

既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説(暫定版)※
平成18年5月 財団法人日本建材センター発行

※ 「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説(2006年5月暫定版)」は建築基準法等の改正を受け改訂されたものである。なお、平成18年10月までに施行が予定されている改正建築基準法に基づく政省令の改正内容を踏まえ、平成18年9月頃に改訂版(完成版)が発行される予定である。

◆問合せ先◆

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
〒100-8959東京都千代田区丸の内2-5-1
電話03-5253-4111
ホームページ <http://www.mext.go.jp/>